

人権問題最前線

第11回 受刑者にも裁判を受ける権利を 民事裁判出廷制限事件―2016年(平成28年)2月2日勧告

人権擁護委員会委員長 大辻 寛人 (59期)

1 刑事収容者からの申立て

申立人は, 当時, 東京拘置所(相手方)に収容されていた方である。

拘置所に収容されていた間、申立人は、3つの民事 訴訟事件の被告となっていたが、資力がなく、訴訟 代理人を立てることができなかった。

申立人は、裁判所から呼出状が届くたび、拘置所に対し、出廷の願い出を10回行ったが、拘置所は、いずれも出廷を認めなかった。

2 拘置所が出廷を不許可とした理由

拘置所は、申立人の願い出に対し、①職員配置の都合、②訴訟代理人に事件を委任することが可能であり、法テラスによる法律扶助を受ける途が開かれている、③当該民事裁判が初回又は2回目以降の期日であっても実質的に初回扱いとなる口頭弁論期日であれば、本人が出頭せずとも、答弁書その他の準備書面が擬制陳述扱いとなる、との理由により、出廷を不許可とした。

3 勧告

当会は、申立人の出廷を一切許可しなかった拘置 所の対応が申立人の出廷権を侵害するものとして、 拘置所に対し勧告を行った。

4 勧告の理由

刑事施設の長は、出廷の許否について広範な裁量があるとされている(法務省矯正局通達昭和35年7月22日矯正甲第645号)が、憲法32条で保障されている出廷権を制限するのであるから、その裁量は厳しく制限されなければならない。原則として出廷を許可すべきであり、例外的に出廷を不許可とするには、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及

び秩序の維持に放置することができない程度の重大 な障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に 基づいて認められ、そのため出廷を制限することが 必要かつ合理的と認められる場合に限られるべきで ある。

本件で、拘置所が主張する理由②については、訴訟代理や法律扶助の制度は、あくまで本人の訴訟追行を十全ならしめるための補充的な制度に過ぎない。弁護士に受任拒否の自由があり、仮に弁護士費用が準備できても、必ずしも訴訟代理人が確保できるとは限らない。また、法律扶助も、扶助する事件に条件をつけて審査を行い選別することが許されているから、扶助を受けられない場合も当然に生じ得る。従って、これらの制度があることを理由として出廷権を制限することはできないはずである。

理由③については、拘置所が主張するような「2回目以降の期日であっても実質的に初回扱いとなる口頭弁論期日」における擬制陳述を許容する規定は存在しない。

理由①については、申立人から願い出があった際に、個別具体的に判断すべきであるが、拘置所は、抽象的な職員配置上の不都合を述べるのみであった。

5 申立人の願い

申立人は、拘置所職員の対応に不満はなく、ただ、 犯罪者だからといって、自ら被害復旧の努力をする 機会や、進行中の民事訴訟に出廷して適切な法的助 言を得る機会を失うのは不適切なことであると考えて いた。

本件は平成21年頃のことであるが、現状でも刑事 施設収容者の民事訴訟への出廷機会は大幅に制限 されている。